8非鉄金属	−18.1	131.5	−25.0	−76.4	−91.8	53.6	−33.4	189.7
9金属製品	53.3	−32.8	17.2	8.9	30.8	−19.5	6.2	−17.0
10はん用・生産用機械	3.3	−3.2	7.3	11.5	8.8	−8.2	−0.7	−8.6
11業務用機械	5.6	0.2	−1.1	18.8	18.0	3.3	−12.7	−6.7
12電気機械	2.4	0.6	7.7	−10.0	25.0	5.8	−4.1	−4.4
13情報通信機械	0.1	−8.6	5.1	18.1	34.9	17.9	−26.8	18.0
14自動車・同付属品	2.4	7.7	−5.7	11.4	5.1	−7.4	12.7	0.8
15造船業	0.9	2.0	−16.9	−23.2	9.2	31.5	−26.6	57.2
16「その他輸送用機械」	−34.5	−12.9	−7.8	5.1	44.6	−18.5	14.0	−1.2
17「その他製造業」	4.8	−5.7	9.1	15.1	15.7	12.5	−14.1	6.7
Ⅱ非製造業計	1.9	16.8	−14.9	−8.5	−4.9	3.8	6.3	1.7
18農林漁業	−3.6	16.7	−18.7	27.6	31.8	−2.0	−6.8	−4.2
19鉱業・採石業・砂利採取業	−6.3	16.7	−7.8	−4.8	−22.2	−4.2	−4.9	13.8
20建設業	4.1	9.8	17.1	−29.0	−31.8	−25.3	1.9	10.1
21電力業	−23.6	121.0	−45.2	−0.1	5.8	33.6	3.9	−28.2
22運輸業・郵便業	18.8	−20.9	−15.4	−12.1	10.7	−21.7	14.1	64.9
23通信業	18.8	−1.6	−12.3	0.7	8.2	−29.5	28.8	−21.0
24卸売業・小売業	22.1	−11.7	−21.2	20.4	0.4	13.4	5.4	−6.5
25金融業・保険業	−0.0	−10.4	30.3	−19.3	−38.5	59.2	3.7	−7.4
26不動産業	−18.2	4.0	55.4	−42.4	−51.3	22.2	11.6	−21.5
27情報サービス業	1.9	−3.1	14.3	−11.4	−7.1	2.6	0.8	7.8
28リース業	24.1	−8.4	9.9	5.6	14.5	−19.5	−21.1	20.3
29「その他非製造業」	−3.0	19.3	10.3	−21.1	−18.5	1.2	16.0	−23.2

（備考）１．季節調整系列の対前期（月）増減率。
２．「繊維工業」、「窯業・土石製品」は、従来は「その他製造業」に含まれていた。
３．「はん用・生産用機械」は、従来の「一般機械」から「事務・サービス・娯楽用機械」を除いたもの。
４．「業務用機械」は、従来の「精密機械」に「一般機械」の「事務・サービス・娯楽用機械」を加えたもの。

公　告

諸　事　項

国営八十士土地改良事業計画の公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第１項の規定に基づき、国営八十士土地改良事業（国営施設応急対策）につき土地改良事業計画を定めたので、同条第５項の規定に基づき公告し、当該土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に農林水産大臣に審査請求をすることができる。

また、この土地改良事業計画については、上記の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となる。）、土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。

平成29年９月22日

農林水産大臣　齋藤　　健

１　縦覧に供すべき書類の名称
国営八十士土地改良事業計画書（国営施設応急対策）の写し

２　縦覧期間
平成29年９月25日から平成29年10月23日まで

３　縦覧場所
北海道紋別市事務所

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成29年９月22日

北陸地方整備局長　小俣　　篤

１　処分をした年月日　平成29年８月25日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社ユーテック　佐藤　令士　新潟県南蒲原郡田上町大字湯川1636−１　国土交通大臣許可（般−24）第22850号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業に関する一般建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成29年８月７日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２９年（家）第４０２４６号
札幌市東区中沼西４条１丁目４番７号
申立人　笹森　由香
本籍北海道札幌市中央区南７条西11丁目1281番地、最後の住所札幌市東区中沼６条２丁目４番５号、死亡の場所北海道札幌市西区、死亡年月日平成29年５月15日、出生の場所北海道札幌市、出生年月日昭和42年５月26日、職業無職
被相続人　亡　伊藤　リエ
事務所札幌市中央区南１条西13丁目プラザビル４階岸田法律事務所
相続財産管理人　弁護士　縄野　　歩
札幌家庭裁判所

平成２９年（家）第１５９号
青森市橋本１丁目９番30号
申立人　株式会社青森銀行
本籍青森県つがる市木造千代町50番地、最後の住所青森県つがる市木造千代町50番地、死亡の場所青森県五所川原市、死亡年月日平成28年８月４日、出生の場所青森県西津軽郡木造町、出生年月日昭和５年10月９日、職業無職
被相続人　亡　山内　清美
青森県五所川原市東町17−５　五所川原商工会館４階　さくら総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　金田健一郎
青森家庭裁判所五所川原支部

平成２９年（家）第４０５５号
岩手県花巻市東町８番24号神山アパートＡ２号
申立人　佐藤キヨ子
本籍岩手県花巻市吹張町102番地、最後の住所岩手県花巻市東町８番14号、死亡の場所岩手県盛岡市、死亡年月日平成29年５月16日、出生の場所岩手県稗貫郡花巻町、出生年月日大正13年３月29日、職業不明
被相続人　亡　島　　カヨ
事務所岩手県花巻市桜町１丁目433−３　早池峰法律事務所
相続財産管理人　弁護士　前田　　毅
盛岡家庭裁判所花巻支部

平成２９年（家）第５０６６号
茨城県水戸市桜川２丁目２番35号茨城県産業会館内
申立人　茨城県信用保証協会
本籍茨城県龍ケ崎市訓馬町617番地、最後の住所本籍に同じ、死亡の場所茨城県牛久市、死亡年月日平成28年５月10日、出生の場所茨城県稲敷郡龍ケ崎町、出生年月日昭和18年５月22日、職業不明
被相続人　亡　坂本　忠之
茨城県土浦市文京町１番９号吉原ビル２階天野・竹若法律事務所
相続財産管理人　弁護士　竹若栄吾郎
水戸家庭裁判所龍ケ崎支部

平成２９年（家）第５０６７号
茨城県水戸市桜川２丁目２番35号茨城県産業会館内
申立人　茨城県信用保証協会
本籍茨城県龍ケ崎市訓馬町617番地、最後の住所茨城県龍ケ崎市訓柴町854番地、死亡の場所千葉県成田市、死亡年月日平成22年８月31日、出生の場所茨城県稲敷郡龍ケ崎町、出生年月日昭和21年２月13日、職業不明
被相続人　亡　坂本　和也
茨城県土浦市文京町１番９号吉原ビル２階天野・竹若法律事務所
相続財産管理人　弁護士　竹若栄吾郎
水戸家庭裁判所龍ケ崎支部